

四半期別 GDP 速報の公表時期に関する原則について

四半期別 GDP 速報の 1 次速報値（1 次 QE）の公表日については、平成 18 年 10～12 月期分より、3 つの基礎統計（鉱工業生産・出荷・在庫指数（速報）、貿易統計（輸出確報）、消費者物価指数）の公表日から起算して決定することを原則としている（下記 1. の(1)）。

現行原則の適用開始後 1 年以上が経過したが、上記 3 統計の公表日の相対関係いかによっては、同原則により求められる日付より早期に公表することが推計作業上可能なケースもあり得ることから、平成 20 年 4～6 月期 1 次 QE より、下記 1. の(2)のとおり公表時期に関する原則を変更し、推計作業上可能な範囲で一層の早期公表に努めることとする。

1. 1 次 QE の公表時期に関する原則を下記(2)のとおり変更する（変更点は下線部）。

（『四半期別 GDP 速報（QE）の推計方法（第 5 版）』の関連箇所（7 ページ、(5) 公表時期）においても所要の改定を行なう。）

(1) 変更前

土日・祝日を除き、①「鉱工業生産・出荷・在庫指数（速報）」の公表日から 10 日後、
②「貿易統計（輸出確報）」の公表日から 10 日後、または③「消費者物価指数」の公表日から 11 日後のいずれかの中で、最も遅い日付
（具体的な日程については公表日の 10 日前までにホームページ上に掲載する。）

(2) 変更後

土日・祝日を除き、①「鉱工業生産・出荷・在庫指数（速報）」の公表日から 10 日後、
②「貿易統計（輸出確報）」の公表日から 10 日後、または③「消費者物価指数」の公表日から 11 日後のいずれかの中で、最も遅い日付までに公表
（具体的な日程については公表日の 10 日前までにホームページ上に掲載する。）

2. なお、四半期別 GDP 速報の 2 次速報値（2 次 QE）の公表時期に関する原則には変更はない。